

**「闇バイト」
は犯罪です****犯罪情報官 速報****犯罪の下見活動に注意！**

強盗や空き巣などの犯人は、事前にターゲットとする建物周辺の下見に訪れている場合があります、業者を装い、個人情報や資産状況を探ることもあります。

また下見を行った場所に「マーキング」と呼ばれる印をつけている場合もありますので注意してください。

ここが怪しい！ ～チェックポイント～

- 業者を名乗るが名刺やパンフレットを渡さない
- 断っても室内に入りたがる
- 車両ナンバーが県外、レンタカー
- 印のようなものを残された
- 家の写真を撮られた・・・など

【マーキングの例】
○置き石
○テープやシール
○英数字や記号の
羅列が書かれる等

被害にあわないために

- 在宅時も鍵をかけ、インターフォン越しに対応する
- 普段見かけない車両や人に注意を向ける
- 自宅に大金を置いておかない
- 防犯設備の設置（防犯カメラ、カメラ付インターフォン、防犯砂利、窓用防犯フィルム等）

※ 防犯設備設置の補助金制度がある自治体もあります。

緊急時は110番！**警察相談電話 # 9110**